

尼崎市公営企業局広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市公営企業局（以下「公営企業局」という。）の資産に民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めることにより、もって公営企業局の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

以下に規定する公営企業局の資産で広告掲載が可能なものをいう。

ア 公営企業局の印刷物

イ 公営企業局の公式ホームページ等の電子媒体

ウ その他尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が広告媒体として活用することが適当と認めるもの

(2) 広告掲載

広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載基準)

第3条 広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告事業の実施)

第4条 広告事業の実施に当たっては、広告媒体の作成を所管する課の長が実施に必要な事項（広告の規格、数量、掲載位置、掲載期間、掲載料金、募集方法及び申込みの方法等）を定める。

2 広告掲載に係る契約その他の手続は、広告媒体に関する事務を所管課において処理するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、前条第1項の規定により定められた手続に従い、広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載をする者の責任等)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者が負うものとする。

2 広告媒体の作成に要する一切の経費は、広告掲載をする者の負担とする。

(広告掲載のとりやめ)

第8条 管理者は、次のいずれかに該当する場合には、広告掲載をとりやめることができる。

(1) 広告掲載をしている広告が、第3条の規定に基づき定められた基準に抵触するとき。

(2) 広告掲載をする者が、広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は管理者が別に

定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。